

# 会社法による会社分割による事業承継スキームの解説

本件は、SPVとして設立された新会社に対して、譲渡される有望事業の将来キャッシュフローの現在価値に依拠する投資として、第三者投資家が新会社の新発増資の引受を行い、これにより新会社が旧会社へ事業譲渡に対する譲渡対価を支払います。旧会社は既存事業を緩やかに清算する資金を確保することが可能になります。

新会社には、優秀な経営陣と既存取引関係を担保する人的な手当を事前に用意することで、速やかに事業価値の拡大を推進できます。投資家は、事業の潜在的な価値を評価し、初期に投資することで大きなリターンを得ることが可能になります。

